

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新居浜市長 古川 拓哉

市町村名 (市町村コード)	新居浜市 (38205)
地域名 (地域内農業集落名)	船木地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の中でも耕作放棄地が増えている集落があり、次の受け手が見つかったとしても耕作可能な状態に戻すのが難しい。1筆の面積も小さい上、筆数も多いため時間がかかる。農業設備も老朽化してきており、維持管理をしてきた人も高齢化により減っている。また、水が少ない地域であるため、水利の問題があり、集積に繋がらない。その他、進入路がない土地や鳥獣被害が出ている場所もあり、対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

船木地区においては、東部の畑作中心地域でニンジンやダイコン等の露地野菜、西部の水田中心地域で水稻や里芋をメインとして、認定農業者等の担い手及び兼業農家等の多様な農業者が今後も引き続き担っていく。また、認定新規就農者の1名も、将来は担い手として農地の集積を図る見込みである。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置づけられた農業者の農地等

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の状況を維持しつつ、担い手がいなくなった農地については、認定農業者及び兼業農家等の地域の多様な農業者が担っていく。特に、面積が大きな農地については認定農業者等の担い手を中心となって担っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で大区画化等の大規模整備の要望はないため、老朽化している用排水施設等の改修等の小規模な整備を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域も農家の減少、担い手の不足等が進んでいるため、後継者の確保、育成等を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。JAの共同機械利用者部会については、維持する方向で検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--